

先端設備等導入支援事業費補助金

1事業者あたり
補助額最大
100万円

1 概要

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、積極的な投資を行う中小企業者の先端設備等の導入に要する費用の一部を補助します。

2 対象者

市から先端設備等導入計画（以下「計画」という。）の認定を受けた中小企業者

3 対象事業

市から計画（変更を含む）の認定を受け、以下の対象設備を期間内に取得する事業

・対象設備：①1台の取得価額が**300万円以上**

②**工業会証明書**の発行を受ける設備

※リース契約に基づく設備、中古設備は対象外。

※下関市中小企業経営革新事業費補助金との重複受給はできません。

・取得期間：**令和3年5月20日～令和4年2月28日**

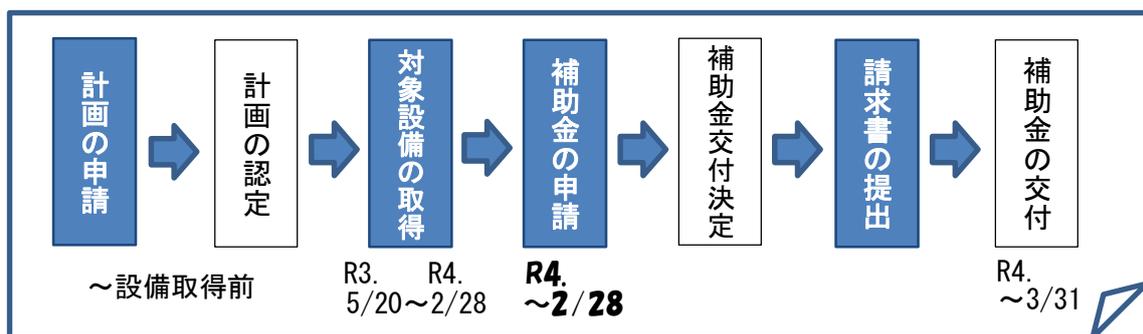
4 補助金の額

・補助対象経費 ①設備購入費 } ※消費税相当額を除く。
②据付工事費 }

・補助対象経費の**1/10** ※1,000円未満切捨て

5 補助金受給までの流れ

・補助金の申請期限：**令和4年2月28日まで(必着)**



は事業者が行う手続き

6 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町2-1-19

TEL：083-231-1357

Mail:kigyo-s@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※詳しくは、下関市ホームページをご確認ください。

計画について



補助金について

